

石綿(アスベスト)対策に関する緊急要望

全国的に石綿（アスベスト）関連製品を製造していた事業所の従業員や周辺住民の間で、中皮腫や肺がんなど石綿が原因とみられる疾病による死亡例が多数発生しており、本県においても、石綿関連製品の製造事業所等の従業員が石綿が原因とみられる疾病で死亡したことが報告されている。

石綿は、建築資材、電機製品、自動車部品など県民の身近なところで広く使用されてきたことから、県民の健康に大きな不安を与える事態となっており、県民から不安の声もあがっている。

このため、本県では、石綿対策推進本部を設置して全庁的な取組体制を構築し、県民からの相談窓口を開設するとともに、石綿製品製造事業所への立入検査等を実施するなどの対応を行っているところである。

しかし、石綿を原因とする疾病は、発症までの期間が数十年と長く、将来にわたって患者の発生が予想されるとともに、今後、石綿を使用した建築物の解体の増加によりその飛散が懸念される場所である。

国においては、去る7月29日に「アスベスト問題への当面の対応」として、緊急に取り組むべき対策を取りまとめ、その実施を図っているところであるが、県民の安心安全を確保するためには、国をあげてより一層の取組強化を早急に図る必要がある。

については、国においては、次の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

平成17年8月

埼玉県知事

上田清司

<健康に関する事項>

- 1 石綿関連事業所の退職者、その家族、及び周辺居住者等の一般住民について、それぞれ適切な健康診断の実施方法（対象者、手法、事後健康管理）と費用負担のあり方について早急に検討し、実施体制を整備すること。
- 2 中皮腫などと石綿との因果関係を早期に究明し、新たな法的枠組みを設けるなど、健康被害を受けた者の被害救済について必要な措置を講じること。
- 3 石綿の暴露量と悪性中皮腫・肺がん等のリスクの関係、及び悪性中皮腫の治療法の研究を強力に推進すること。

<環境保全対策に関する事項>

- 4 建築物の解体・補修に伴う石綿の飛散防止対策について、あらゆる角度から検討し、早急に大気汚染防止法令の改正を行うこと。
- 5 全国での石綿による大気汚染の実態を明らかにするとともに、一般環境、室内環境及び建築物の解体・補修時における石綿濃度の評価基準を設定すること。
- 6 建築物に使用されている飛散のおそれのある石綿についての飛散防止措置の義務化、及び石綿含有建材の在庫品の使用禁止等について、法制化すること。
- 7 「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の「産業廃棄物処理基準」として規定すること。

<財政支援等に関する事項>

- 8 学校、病院、社会福祉施設など公共施設及び公共的施設の建築物における石綿の含有調査費用及び石綿除去等の工事費用について、必要な財政支援策を講じること。
- 9 民間の建築物における石綿の含有調査費用及び石綿除去等の工事費用について、政府系金融機関における低利融資制度を創設するなど、必要な支援策を講じること。

<情報提供等に関する事項>

- 10 国が把握している石綿取扱い事業所情報について、国の責任において早急に開示すること。
- 11 石綿含有吹付け材及び建材の名称や使用時期等について、状況を把握し、その情報を国民に分かりやすく提供すること。